

令和6年度  
第6回長崎地方最低賃金審議会

資 料

厚生労働省  
長崎労働局労働基準部  
賃金室

## 資 料 目 次

資料番号	1	長崎県の最低賃金（リーフレット）	1
資料番号	2	令和6年度審議会実績、令和7年度予定	3
資料番号	3	令和7年度の長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る 申出の意向表明	7
資料番号	4	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業）	9
資料番号	5	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業）	11
資料番号	6	特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明 （長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業）	13

（別冊） 長崎県の賃金事情

# 長崎県の最低賃金

長崎県  
最低賃金

1時間

953円

効力発生日 令和6年10月12日

長崎県内の事業場で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む）とその使用者に適用されます。

※令和6年10月11日までは  
898円が適用されます。

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



特  
定  
最  
低  
賃  
金

はん用機械器具、生産用機械器具製造業

〔 令和5年10月12日までは875円 〕

効力発生日 令和元年12月7日

電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業

〔 令和5年10月12日までは864円 〕

効力発生日 令和3年12月29日

船舶製造・修理業、船用機関製造業

〔 令和5年10月12日までは875円 〕

効力発生日 令和元年11月29日

左記の業種については、改正がありませんでした。このため、

令和6年10月12日以降は  
長崎県最低賃金953円が  
適用されます。

〔 令和5年10月13日から  
令和6年10月11日までは  
長崎県最低賃金898円が適用  
されます。 〕

※ 最低賃金には次の手当は算入されません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金



最低賃金に関するお問い合わせは

厚生労働省長崎労働局労働基準部賃金室

☎ 095-801-0033

または最寄りの労働基準監督署へ

最低賃金に  
関する特設  
サイト



# 最低賃金引上げの支援策のご案内

## 業務改善助成金

事業場内最低賃金（地域別最低賃金から50円以内の者に限る。）を引き上げ、**設備投資等を行った**中小企業に、その費用の一部を助成します。

中小企業で働く労働者の賃金引上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコースの区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

### 活用例

30人の事業場で、事業場内最低賃金労働者5名の時給を45円引き上げた場合、設備投資の費用に対し最大100万円が助成されます。

### 活用のポイント

#### ★ 賃上げ + 設備投資 ★

- 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画を作成
- 中小企業が利用できる
- 助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決まる
- 設備投資等は、交付決定を受けた後

詳しくはこちら



業務改善助成金

検索

### お問い合わせ先

- 業務改善助成金コールセンター  
TEL：0120-366-440
- 長崎働き方改革推進支援センター  
TEL：0120-168-610
- 長崎労働局 雇用環境・均等室  
TEL：095-801-0050

## キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

**非正規雇用労働者の基本給**の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。

パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引上げが対象です。

賃金規定	助成額
3%以上5%未満増額改定した場合	5万円
5%以上増額改定した場合	6万5千円

- 1人当たりの助成額（大企業の場合は2/3）
- 1事業所あたりの上限は100人分

### 活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10名の有期雇用労働者の賃上げを実施した場合、65万円支給されます。

### 活用のポイント

#### ★ 賃上げ ★

- 賃金規定等の改定キャリアアップ計画を作成
- 中小企業と大企業が利用できる
- 助成額は、1人当たり定額
- 最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も助成対象

詳しくはこちら



キャリアアップ助成金

検索

### お問い合わせ先

- 長崎労働局 職業安定部職業対策課  
TEL：095-801-0042
- 長崎働き方改革推進支援センター  
TEL：0120-168-610



## 令和6年度の実績・令和7年度審議会日程(案)

令和6年度の実績	令和7年度(案)
<p><b>公益委員会議</b> 令和6年5月17日(金) 9:24~9:54</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度における審議会の運営について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運営小委員会及び専門部会の運営について</li> <li>② 審議会日程について</li> <li>③ 公益委員の専門部会委員について</li> </ol> </li> <li>・その他</li> </ul>	5月16日(金)
<p><b>本 審</b> 第1回 令和6年7月1日(月) 10:30~11:07</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県最低賃金の改正諮問について</li> <li>・長崎県最低賃金専門部会の設置等について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 専門部会の設置について</li> <li>② 専門部会の決議について</li> </ol> </li> <li>・参考人の意見聴取について</li> <li>・事業場実地視察等について</li> <li>・審議日程等について</li> <li>※ 専門部会委員推薦公示、関係労使意見聴取公示(7/1~7/22)</li> </ul>	7月1日(火)
<p><b>事業場視察</b> 令和6年7月16日(火) 10:58~12:02</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主による事業概要説明</li> <li>・事業主等との意見交換、労働者代表より意見聴取</li> </ul>	7月下旬
<p><b>本 審</b> 第2回 令和6年8月1日(木) 13:25~15:55</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)</li> <li>・長崎県最低賃金専門部会委員の任命及び今後の審議日程について</li> <li>・中央最低賃金審議会の目安答申について</li> <li>・「令和6年賃金改定状況調査結果」等提出資料について</li> <li>・参考人の意見聴取について</li> <li>・事業場実地視察等結果報告について</li> </ul>	7月31日(木)
<p><b>専門部会</b> 第1回 令和6年8月1日(木) 16:05~17:03</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会長・部会長代理の選出について</li> <li>・長崎県最低賃金基礎調査結果等について</li> <li>・長崎県最低賃金の改正について</li> <li>・その他</li> </ul>	7月31日(木)

## 令和6年度の実績・令和7年度審議会日程(案)

令和6年度の実績	令和7年度(案)
<b>専門部会</b> 第2回 令和6年8月2日(金) 9:23~10:45 ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議	8月1日(金)
<b>専門部会</b> 第3回 令和6年8月5日(月) 9:24~10:44 ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議	8月4日(月) 予備日 8月6日
<b>専門部会</b> 第4回 令和6年8月16日(金) 17:30~20:40 ・長崎県最低賃金の改正について ・その他 ※ 労使各委員から検討結果の報告、公労・公使会議にて金額審議(採決)	
<b>本 審</b> 第3回 令和6年8月16日(金) 21:00~21:33 ・長崎県最低賃金専門部会報告 ・長崎県最低賃金の改正について(答申) ・その他 ※ 異議申出に関する公示(8/16~9/2)	<b>本 審 第3回</b> 8月5日(火)  予備日 8月6日
<b>本 審</b> 第4回 令和6年8月21日(水) 9:30~10:33 ・長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性について ①参考人意見聴取 ②特定最低賃金改正の申出について(労側委員からの説明) ③必要性の有無について ・その他	<b>本審(異議審)第4回</b> 8月21日(木)  予備日 8月22日
<b>本 審</b> 第5回 令和6年9月3日(火) 9:24~10:59 ・最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について ・長崎県特定(産業別)最低賃金改正の必要性の有無について	<b>本 審 第5回</b> 8月29日(金)
	9月26日(金) 特定最賃・第1回合同専門部会
	<b>はん用機械</b> ②10月3日(金) ③10月16日(木)
	<b>電子部品</b> ②10月10日(金) ③10月17日(金) ④10月24日(金)

## 令和6年度の実績・令和7年度審議会日程(案)

令和6年度の実績	令和7年度(案)
	<b>船舶製造</b> ②10月2日(木) ③10月9日(木)
<b>本 審</b> 第6回 令和7年3月3日(月) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明について</li> <li>・ 資料説明</li> </ul>	<b>本 審 第6回</b> 3月6日(金)





# 令和7年度の長崎県特定(産業別)最低賃金の改正に係る申出の意向表明

産業 事項	長崎県はん用機械器具、 生産用機械器具製造業	長崎県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	長崎県船舶製造・修理業、 船用機関製造業
1. 申出者	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 中川 俊紀	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 長崎地域協議会 議長 小林 太樹	日本基幹産業労働組合連合会 長崎県本部 委員長 中川 俊紀
2. 意向表明日	令和7年2月3日	令和7年2月3日	令和7年2月3日
3. 申出内容・理由等	長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者との未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者との未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。	長崎県内の船舶製造・修理業、船用機関製造業における企業間、地域間、組織労働者との未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船舶製造・修理業、船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
4. 申出の時期	令和7年7月上旬	令和7年7月上旬	令和7年7月上旬

## ※産業別3業種の最低賃金の適用労働者数等

	令和7年度	前年度
長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金	6,044名(162事業場)	5,948名(135事業場)
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	7,777名(75事業所)	7,573名(76事業所)
長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	8,132名(293事業所)	7,567名(282事業所)

(令和3年センサス情報をもとに、T S R情報、令和6年度実施の最低賃金基礎調査により把握した事業場廃止情報等により修正し、令和6年12月18日に作成・報告した。)



令和7年2月3日

長崎労働局長  
倉永 圭介 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

委員長 中川 俊紀

(長崎県長崎市水の浦町1-1 TEL080-1794-5091)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明  
します。

記

1 特定最低賃金改定の件名

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業

2 申出の理由等

長崎県内のはん用機械器具、生産用機械器具製造業における企業間、地域  
間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内におけ  
るはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点  
から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出するこ  
ととしている。

3 申出の時期

令和7年7月上旬



以上



令和7年2月3日

長崎労働局長  
倉永 圭介 殿

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会  
長崎地域協議会 議長 小林 大樹  
(長崎県西彼杵郡時津町浜田郷 517-7 TEL095-865-7744)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明します。

記

1. 特定最低賃金改定の件名  
長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
2. 申出の理由等  
長崎県内の電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における企業間、地域間、組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとしている。
3. 申出の時期  
令和7年7月上旬



以上



令和7年2月3日

長崎労働局長  
倉永 圭介 様

特定（産業別）最低賃金の改正に関わる意向表明

日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部

委員長 中川 俊紀

(長崎県長崎市水の浦町1-1 Tel.080-1794-5091)

特定（産業別）最低賃金の改定について、下記のとおり申し出ることを表明  
します。

記

1 特定最低賃金改定の件名  
長崎県船舶製造・修理業，船用機関製造業

2 申出の理由等

長崎県内の船舶製造・修理業，船用機関製造業における企業間、地域間、  
組織労働者と未組織労働者間で賃金格差が生じており、長崎県内における船  
舶製造・修理業，船用機関製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当  
該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申出することとして  
いる。

3 申出の時期

令和7年7月上旬



以上